

令和6年度

緊急時運用訓練実施について — 事前説明 —

令和6年10月10日

経済産業省 資源エネルギー庁
資源・燃料部 政策課

説明内容

1. 緊急時運用報告
2. 訓練の目的と報告徴収の提出先
3. 訓練実施スケジュール
4. 事前手続き・準備
5. 実施概要
6. 連絡・問合せ先
7. 参考(備蓄法 関係条文抜粋)

1. 緊急時運用報告

(1) 法的根拠

緊急時運用報告は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」(以下「備蓄法」と略)に基づき実施されます。

➤ 第32条(石油業者に対する勧告等) 第1項

(2) 報告対象者

備蓄法上の石油業者(備蓄義務者)。なお、運用上、在庫管理会社にも備蓄義務者を通じて報告(肩代わり報告)をお願いします。

(3) 報告事項

備蓄法施行規則の様式に基づき報告をしていただきます。

原則、週次の報告をしていただくことになっていますが、より詳細な報告(日次)をしていただく場合もあります。

今回の訓練では、**週次と日次、各1回ずつの報告**となります。

2. 訓練の目的と報告徴収の提出先

(1) 目的

緊急時運用報告を行う事態が発生した際、石油の生産、在庫等に関する報告徴収及び集計が円滑に行えるよう訓練を実施するものです。

なお、報告側、集計側共に担当者が異動となることもあるため、基本的に毎年実施します。

(2) 報告徴収の提出先と集計者

本運用訓練における報告徴収の提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課です。株式会社サーベイリサーチセンター(SRC)石油需給動向等調査事務局が、委託を受けて集計等を実施します。

3. 訓練実施スケジュール

- 第1回目(週次報告)報告締切：11月5日(火) 16時厳守
報告対象期間 10月27日(日)～11月2日(土)
*第1回目報告には前々週末在庫(10月26日在庫)も含めて
ご報告ください。
- 第2回目(日次報告)報告締切：11月7日(木) 16時厳守
報告対象日 11月6日(水)

4. 事前手続き・準備（詳細は次ページ以降）

- (1) 窓口担当者の確認と在庫管理会社への連絡・指示
- (2) 事業所コード等の確認
- (3) 実績データの発生しない種別の事前登録
（無報告登録）
- (4) 入力プログラム用マスターファイルの更新

(1) 窓口担当者の確認と在庫管理会社への連絡・指示

(1) 手続き

- 子会社又は関連会社である在庫管理会社に対し、貴社より占有権在庫を報告するようご連絡・ご指示をお願いします。
ご連絡・ご指示される会社名及び貴社が肩代わりで報告を行う場合についても、窓口連絡票(様式A)に記載してください。
- 在庫管理会社が直接報告される場合は、窓口連絡票(様式A)を在庫管理会社から提出するよう指示してください。

(2) 期日 10月17日(木)まで

(3) 宛先 株式会社サーベイリサーチセンター
石油需給動向等調査事務局

緊急時運用訓練・窓口連絡票

連絡・指示する在庫管理会社名 * 1	例 ○○○オイルターミナル(株)、○×○×産業(株)
肩代わり報告する会社名 * 2 (代理報告)	例 ○○石油基地(株)、○○××(株)
備 考	

* 1: 貴社が連絡・指示する在庫管理会社名を記載してください。また、在庫管理会社が直接報告される場合は、本連絡票を在庫管理会社よりご提出いただくようご連絡をお願いします。

* 2: 連絡・指示を行った在庫管理会社のうち、貴社が肩代わりで報告する場合、その会社名を記載してください(代理報告)。

(2) 事業所コード等の確認

(1) 手続き

- ・緊急時コード表(資料1-2)の貴社の関連する企業コード、事業所コード及び石油ガスのタンカーコードについて、追加・削除・修正等が必要ないかどうかをご確認ください。
- ・追加・削除・修正がありましたら、「緊急時報告用コード確認に係る調査(回答用紙)」(様式C)に記載し、ご報告ください。

(2) 期日 10月23日(水)まで

(3) 宛先 経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課

注意: 平常時コードの追加・修正に係る手続き

原油名、積出港、送主・原供給者及び原油のタンカー等の「平常時のコードの追加・修正」については、石油情報報告緊急時コード表(資料1-2)に綴られている申請様式により資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課宛にご提出ください。

(3) 実績データの発生しない種別の事前登録 (無報告登録)

(1) 内容

「無報告登録」とは報告様式の中で、業態や事業計画上、予め実績が発生しないと分かっている様式については、報告しないことを登録するものです。

(2) 手続き

各事業者は、業態や事業計画上、予め実績が発生しないと分かっている場合と、実績があっても全ての事業所の在庫能力が※訓練基準量に達しない場合、当該様式の無報告登録申請書の「実績データの発生しない種別の事前登録(無報告登録票)」(様式B)に記載して、ご連絡ください。

(3) 期日 10月17日(木)まで

(4) 宛先 株式会社サーベイリサーチセンター 石油需給動向等調査事務局

※訓練基準量とは：

事業所単位で原油・燃料油と液化石油ガス
それぞれの総貯油能力が5,000kl、
(液化石油ガスは5,000トン)に満たない
事業所は、本訓練の在庫報告の対象から
外す基準数量。

実績データの発生しない種別の事前登録 (無報告登録票)

種 別	無 報 告 登 録
1-1. 原油船積計画	今回は提出の必要がありません。
1-2. 石油ガス船積計画	今回は提出の必要がありません。
2-1. 原油船舶輸送状況	今回は提出の必要がありません。
2-2. 石油ガス船舶輸送状況	今回は提出の必要がありません。
3. 石油輸入実績	週次
4. 石油輸出実績	
5. 製油所原油処理・生産・受入・払出量	
6. 製油所等石油在庫量	
7. 油槽所等石油製品・半製品在庫量	
8. 石油需給予定量	今回は提出の必要がありません。
9. 石油ガス需給予定量	今回は提出の必要がありません。
10. 原油処理・石油在庫量(日次)	
11. 原油・石油ガス船舶輸送状況変更報告書	今回は提出の必要がありません。

(報告しない種別については無報告登録欄に「×」印を記入してください。)

(4) 入力プログラム用マスターファイルの更新

- ・ 入力プログラム用の最新のマスターファイルについては、10月31日（木）に下記ウェブサイトに掲載しますので、入手してください。

- 「石油情報報告に関する情報発信サイト」

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/oil_enterprise/

- ・ なお、「緊急時入力プログラム」及び「メール方式報告プログラム」は上記ウェブサイトより、いつでも入手できます。
- ・ e-Gov電子申請は、e-Govウェブサイトないし、上記ウェブサイトの中の「報告に使用する各種プログラム」経由で申請できます。

5. 実施概要

(1) 報告方法と報告先

○ 報告方法

報告方法は以下のいずれかによりご報告ください。

- ・ 暗号化メールによる報告
- ・ e-Gov電子申請システムによる報告
- ・ FAXによる報告（難しい場合はご相談ください。）
- ・ PDF・EXCELを添付したメール

○ 報告先

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課(統計班)

電話番号：03-3501-2773(直通)

F A X：03-3580-8449

E-mail：bzl-06kinkyuji-kunren@meti.go.jp

5. 実施概要

(2) 報告対象業者

- 緊急時運用報告は、原則として備蓄法で規定する備蓄義務者を対象に実施することになっています。なお、運用上、備蓄義務者の子会社又は関連会社の在庫管理会社が保有する在庫報告についても報告をお願いしています。
- 在庫管理会社からの報告方法は・・・
 - ① 備蓄義務者を経由した報告(代理報告)
 - ② 在庫管理会社が自ら直接報告のいずれの方法でも結構ですが、重複や欠落のないよう事前に担当者間で調整をよろしくお願いします。

5. 実施概要

(3) 報告対象品目

報告対象品目は経済産業省生産動態統計調査及び石油製品需給動態統計調査で報告されている原油、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、液化石油ガス(プロパン及びブタン)及び半製品(粗ガソリン、粗灯油、粗軽油及び粗重油)です。

対象品目の定義は以下の通りとします。

「石油」……「原油、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、液化石油ガス(プロパン及びブタン)及び半製品」

「燃料油」……「ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油」とし、半製品を含みません。

「半製品」……「粗ガソリン、粗灯油、粗軽油、粗重油」

「石油製品」…「燃料油、液化石油ガス」

5. 実施概要

(4) 報告対象様式

様式名	名称	訓練対象	省令様式名
様式1	原油・石油ガス船積計画	訓練対象外	第22の12
様式2	原油・石油ガス船舶輸送状況		第22の13
様式3	石油輸入実績（第1表～第3表）	訓練対象	第22の14
様式4	石油輸出実績（第1表～第3表）		第22の15
様式5	製油所原油処理・生産・受入・払出量		第22の16
様式6	製油所等石油在庫量		第22の17
様式7	油槽所等石油製品・半製品在庫量		第22の18
様式8	石油需給予定量		第22の19
様式9	石油ガス需給予定量		第22の20
様式10	原油処理・石油在庫量（日次）	訓練対象	
様式11	原油・石油ガス船舶輸送状況変更報告書	訓練対象外	

（※本票の名称は、訓練用です。）

5. 実施概要

(5) 緊急時運用訓練日程表

日 付	曜 日	実 施 項 目	備 考
10 / 03	木	報告様式及び様式A,B,Cのメール受信	SRCから送信
10 / 10 ～ 10 / 17	木 ～ 木	緊急時運用訓練事前説明動画配信	別途URLの説明動画を視聴 (質問受付 10/3～10/17)
10 / 17	木	様式A「窓口連絡票」提出期限 様式B「無報告登録票」提出期限	SRC宛
10 / 23	水	様式C「コード確認調査票」提出期限	資源・燃料部 政策課宛
10 / 31	木	最新マスターの入手	経済産業省ホームページ
11 / 05	火	第1回目報告締切日(16時厳守)	資源・燃料部 政策課宛
11 / 07	木	第2回目報告締切日(16時厳守)	資源・燃料部 政策課宛

6. 連絡・問合せ先

ご質問・ご連絡等は、以下にお願いします。

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課（統計班）

電話番号 : 03-3501-2773(直通)
F A X : 03-3580-8449
E-mail : bz1-06kinkyuji-kunren@meti.go.jp

以上、よろしくご協力をお願いします。

7. 参考(備蓄法 関係条文抜粋)

(石油業者に対する勧告等)

- 第32条 経済産業大臣は、・・石油精製業者等に対し、指定石油製品の生産
予定量又は販売予定量若しくは輸入予定量その他必要な情報を報告させ、
当該情報に基づき、・・必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告
を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その
旨を公表することができる。
 - 3 経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国に
おける災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事
態に際して国民が的確に対応できるよう、石油の生産、輸入、流通又は在
庫の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。